

## 8. 契約条項の無効、消費者団体

### 8-1. 具体的な契約条項の無効

#### (1) 契約内容の公正確保

強行規定違反（民 91）・公序良俗違反（民 90）⇔消費契約 8～10

#### (2) 事業者の責任免除（消費契約 8）

類型	無効となる条項
事業者の責任の全部免除 （消費契約 8 I ①③）	事業者の債務不履行責任・不法行為責任の全部を免除し、または当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項
事業者の責任の一部免除 （消費契約 8 I ②④）	事業者の債務不履行責任・不法行為責任（事業者、その代表者・使用人の故意・重過失によるもの）の一部を免除し、または当該事業者はその責任の有無を決定する権限を付与する条項
免責範囲が不明確な条項 （消費契約 8 III）	事業者の債務不履行・不法行為責任（事業者、その代表者・使用人の故意・重大な過失によるものを除く）の一部を免除する消費者契約の条項であり、当該条項において事業者、その代表者・使用人の重大な過失を除く過失による行為にのみ適用されることを明らかにしていないもの

#### 事例 8-a 責任免除

事業者 A は、消費者 B との間の契約において、A の債務不履行責任について次のような条項を定めたとする。これらの条項は有効か。

- (a) いかなる理由があっても、A は一切損害賠償責任を負いません。
- (b) いかなる理由があっても、A の損害賠償責任は 5 万円を上限とします。
- (c) 法令に反しない限り、A は 5 万円を上限として賠償します。

(a) :

(b) :

(c) :

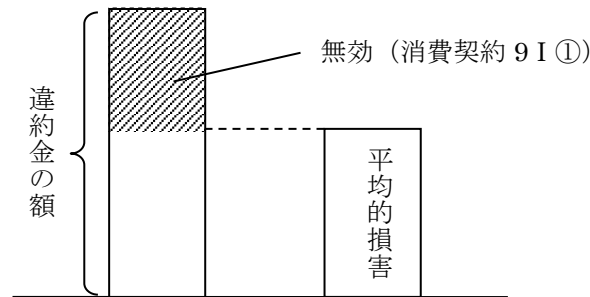
(3)消費者の解除権放棄（消費契約 8 の 2）

類型	無効となる条項
消費者の解除権放棄 （消費契約 8 の 2）	事業者の債務不履行により生じた消費者の解除権を放棄させ、 または当該事業者によるその解除権の有無を決定する権限を付与する 消費者契約の条項

「本製品の購入者は、いかなる場合であっても契約を解除することができません」

(4)損害賠償額の予定・違約金（消費契約 9）

類型	無効となる条項
損害賠償額の予定・違約金 〔契約解除〕 （消費契約 9 I ①）	当該条項において設定された解除の事由、時期等の区分に応じ、当該消費者契約と同種の消費者契約の解除に伴い当該事業者が生ずべき平均的な損害の額を超える損害賠償額の予定・違約金 ——超過分について無効
損害賠償額の予定・違約金 〔金銭債務の履行遅滞〕 （消費契約 9 I ②）	（未払額×年 14.6%）を超える損害賠償額の予定・違約金 ——超過分について無効



**事例 8-b** 予約キャンセルに伴う営業保証料

Y は、レストラン X で宴会の予約をした。X は、その際に、「当該予約と重なり合う日程での別の予約の問い合わせを X が受けて、先の予約客に確認をしたうえで、実施するとの返答を得た場合、その予約客がその後解約をすれば、営業保証料として一律に予約人数 1 人あたり 5229 円を徴収する扱いをしている」（本件規約）と説明した。その後、X が、そのような問い合わせを受けたとして Y に確認をしたところ、Y は宴会を実施すると返答したが、その後で X に解約を申し入れた。X は、本件規約にもとづく営業保証料の支払いを請求した。

東京地判平 14・3・25 判タ 1117-289

「本件予約の解約に当たり営業保証料（予約の解除に伴う損害賠償の予定又は違約金）が定められているが、消費者契約法 9 条 1 号の法の趣旨に照らすと、前記営業保証料のうち、前記「平均的な損害」を超える部分は無効ということに……なる。」

「問題となるのは、消費者契約法 9 条 1 号にいうところの「平均的な損害」の意義であるが、これについては、当該消費者契約の当事者たる個々の事業者が生じる損害の額について、契約の類型ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値であり、解除の事由、時期の他、当該契約の特殊性、逸失利益・準備費用・利益率等損害の内容、契約の代替可能性・変更ないし転用可能性等の損害の生じる蓋然性等の事情に照らし、判断するのが相当である。」

「[Y、X] にそれぞれ有利な事情に、……本件予約と同種の消費者契約の解約に伴い事業者が生ずべき平均的な損害額を算定する証拠資料に乏しいこと等を総合考慮すると、本件予約の解約に伴う「平均的な損害」を算定するに当たっては、民訴法 248 条の趣旨に従って、1 人当たりの料金 4500 円の 3 割に予定人数の平均である 35 名を乗じた 4 万 7250 円……と認めるのが相当であ[る] ……。」

営業保証料＝違約金＝平均的損害を超える部分は無効

平均的損害

→民訴 248（損害が生じたことは認められるが損害額の算定がきわめて困難なときに、裁判所の裁量評価によって相当な損害額を算定できる）

**事例 8-c** 学納金返還訴訟

アカリさんは、D 大学と R 大学を受験した。アカリさんは R 大学に合格したため、R 大学が合格者に求めるとおり、学納金（入学金と春学期授業料）を納付した。その後、アカリさんは第一志望である D 大学にも合格したため、D 大学に進学することにした。R 大学はいったん納付された学納金はいかなる理由があっても返還しないとしていたが、アカリさんは、R 大学には進学しないのだから学納金を支払うのはおかしいと考え、R 大学に返還を求めた。

学納金（学生納付金）

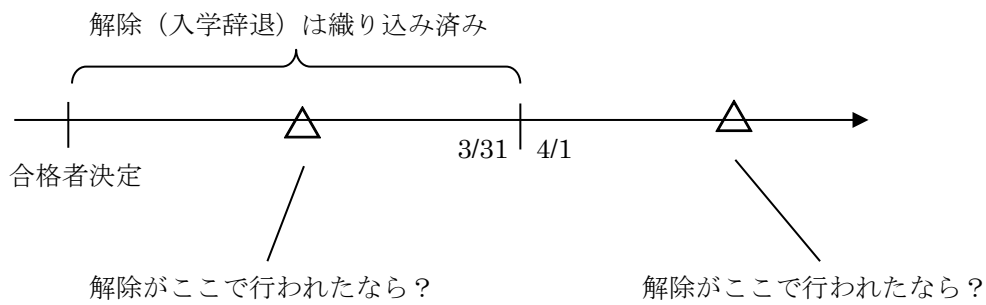
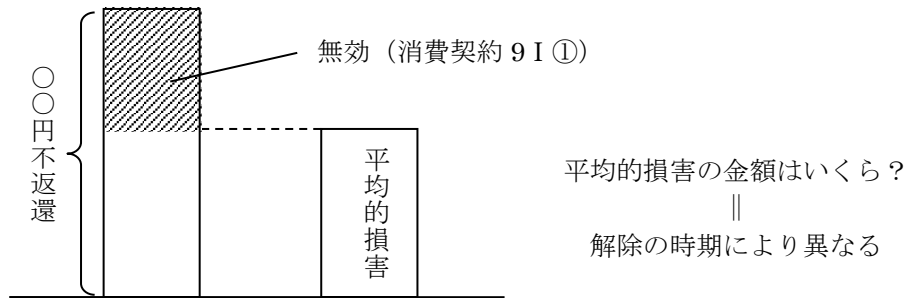
＝入学金＋授業料（初年度最初の学期分または初年度分全部）＋その他諸経費

「一旦納付された学納金は入学を取りやめても一切返還しない」（不返還特約）→無効？

最判平 18・11・27 民集 60-9-3437

(a) 入学金

(b) 授業料等 = 損害賠償額の予定・違約金の定め (消費契約 9 I ①)



## 8-2. 一般条項による無効

(1) 一般条項による無効 (消費契約 10)

① 任意規定を適用する場合に比べて、消費者の権利を制限・義務を加重

② 信義則に反して消費者の利益を一方的に害する (不利益を与える合理的理由なし)

(2)賃貸借契約の更新料（契約更新時に家賃の数か月分を更新料として家主に支払い）

最判平 23・7・15 民集 65-5-2269

要件①：

要件②：更新料について契約書に明確・一義的に記載

\*敷引（当初支払った保証金のうち一定額を契約終了時に家主が取得）

最判平 23・3・24 民集 65-2-903、最判平 23・7・12 判時 2128-43

(3)無催告解除・明渡し擬制

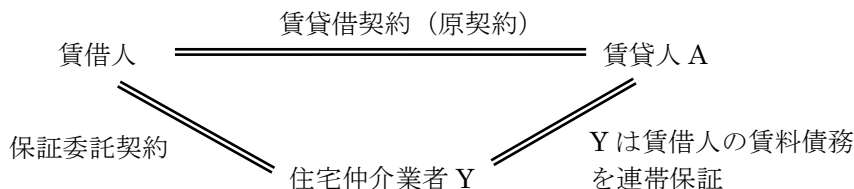
**事例 8-d** 無催告解除・明渡し擬制

住宅仲介業者 Y は、借借人が貸貸人 A から住宅（本件建物）を借りる契約（原契約）に関連して、借借人の賃料債務を Y が連帯保証することを借借人が Y に委託する旨の契約（保証委託契約）を結んでいる。この保証委託契約には、次の条項が含まれている。

(a)借借人が賃料の 3 か月分以上を滞納したときは、Y は、借借人に催告せずに原契約を解除することができる（無催告解除条項）。

(b)借借人が賃料の支払いを 2 か月以上怠り、Y が合理的な手段を尽くしても借借人本人に連絡をとれない状況の下、本件建物を相当期間利用していないものと認められ、かつ、本件建物を再び占有使用しない借借人の意思が客観的に看取できる事情が存するときは、借借人が明示的に異議を述べない限り、本件建物の明渡しとみなすことができる（明渡し擬制条項）[明渡しがあるとすれば、Y は本件建物に立ち入り、残存している動産類の搬出等を行うことができる]。

適格消費者団体 X は、これらの条項が消費者契約法 10 条に違反するとして、これらの条項を含む契約の締結の差止めを請求した。



最判令 4・12・12 民集 76-7-1696

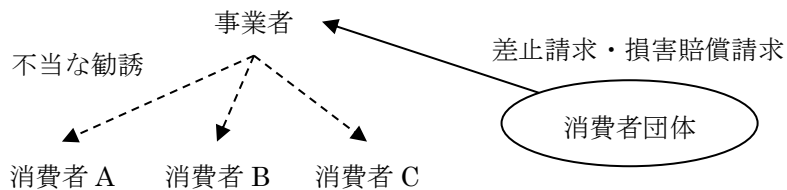
要件①：

要件②：

(a)→契約解除により賃借人は生活基盤を失う、無催告かつ Y（当事者でない）による契約解除を認める

(b)→明渡し義務がないのにそれと同様の結果、条項が適用される場合が不明確

### 8-3.消費者団体による差止請求・訴訟



個々に取消・無効の主張はできるが…

(1)消費者団体による差止請求（消費契約 12）

(2)集団的消費者被害回復に係る訴訟

（消費者の財産的被害の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律）

(3)適格消費者団体・特定適格消費者団体——内閣総理大臣の認定、行政的な監督